

## 収集基本方針

収集基本方針（改正 平成7年1月11日）

- 1 倉敷市立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として、すべての市民の知る権利、学ぶ権利を保障するために、図書館サービス網の総力をあげて、市民への資料提供を無料で行う。

市民への資料提供は、市民の図書館に対する期待と要求にそった資料収集を前提としている。したがって、リクエストのあった資料は最大限提供できるように努める。

図書館の資料収集と提供は移動図書館・地区館・中央館およびメールカーによって構成される図書館サービス網の充実によって市内全域に実現される。この図書館サービス網は、構成する館各々の活動の独自性を尊重しつつ、総体としての資料の豊かな蓄積と、その流通によって発展するものである。

市民から図書館に寄せられる寄贈本は図書館に対する市民の期待と信頼によるものと受け止め、受け入れに当たっては他の資料と同様、この収集方針に基づいて選択する。

- 2 すべての市民を奉仕対象とする公立図書館として、当面する次の課題にそって収集を行う。

市民が資料の利用を通して学び、楽しみ、豊かな生活を創造するため。

(1) 市民が仕事のためや社会生活を送る上で、必要な知識や情報を得るため。

(2) 子どもたちが読書の喜びを発見し、情緒豊かに成長するため。

(3) 若者たち（ヤングアダルト）が多様なメディアによる資料を介して、自己の可能性を発見し、健やかに成長するため。

(4) 高齢者が、地域社会のなかで生きがいを持ち、社会参加するため。

(5) 図書館利用に障がいのあるすべての人々が、市民として平等に図書館サービスを受けるため。

(6) 人権を守り、差別のない社会を創るため。

(7) 地域社会の一員として、地域の文化や行政に関する理解を深めるため。

(8) 主権者としての市民が、国政や地方自治など時事に関する理解を深め行動するため。